

意見聴取要請の概要

○ 食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

（平成 17 年 6 月 20 日付け）

・ポリビニルピロリドン

（ポリビニルピロリドンは、N-ビニル-2-ピロリドンの長鎖高分子物質（高ビニル化合物）である。我が国では、医薬品分野において、日本薬局方第二部に収載され、錠剤の結合剤、被膜形成剤、分散剤、懸濁化剤として、化粧品分野において、クリーム、スプレー等の剤型における結合剤、被膜剤等として使用されている。）

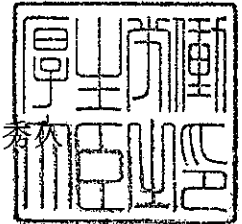


厚生労働省発食安第 0620005 号
平成 17 年 6 月 20 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること

ポリビニルピロリドン

